

2010年11月5日
日 本 銀 行

**「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等
買入等基本要領」の制定等について**

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、短期金利の低下余地が限界的となっている状況を踏まえ、金融緩和を一段と強力に推進するために、リスク・プレミアムの縮小を促す観点から、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」を別紙1のとおり制定すること。
2. 「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領に定める信託の受託者選定基本要領」を別紙2のとおり制定すること。
3. 「資産買入等の基金運営基本要領」（平成22年10月28日決定）の附則に定める指数連動型上場投資信託受益権および不動産投資法人投資口の買入れ等に関する規定の実施日を平成22年11月5日とすること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 中尾根 (03-3277-3768)
佐久田 (03-3277-1634)

「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等
買入等基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、「資産買入等の基金運営基本要領」（平成22年10月28日付政委第92号別紙1.）に定める資産買入等の基金の運営として、指数連動型上場投資信託受益権および不動産投資法人投資口（以下「指数連動型上場投資信託受益権等」という。）の買入れ等を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 買入店

本店（業務局）とする。

3. 買入対象

金融商品取引所（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている指数連動型上場投資信託受益権等であって、次に掲げる要件をすべて満たすもののうち、買入対象とすることが適当でない認められる特段の事情がないものとする。

(1) 指数連動型上場投資信託受益権にあつては、東証株価指数（TOPIX）または日経平均株価（日経225）に連動するよう運用されるものであること

(2) 不動産投資法人投資口にあつては、当該投資口を発行する投資法人の債務が、「適格担保取扱基本要領」（平成12年10月13日付政委第138号別紙1.）に定める適格担保基準を満たすものであること。また、原則として、金融商品取引所において売買の成立した日数が年間200日以上あり、かつ当該金融商品取引所で行われた年間の売買の累計額が200億円以上であること

4. 買入方式

- (1) 本行が、本行を委託者兼受益者とし、信託銀行（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けて信託業務を営む銀行をいう。以下同じ。）を受託者とする金銭の信託を行い、当該金銭の信託にかかる信託財産として、指数連動型上場投資信託受益権等を買入れる方式とする。
- (2) (1) の受託者は、別に定めるところに従い本行が選定した先とする。
- (3) 指数連動型上場投資信託受益権等の買入れは、市場の状況に応じ、本行が定める基準に従って受託者に進捗させるものとする。

5. 買入価格

原則として、金融商品取引所における売買高加重平均価格または当該価格を目途として受託者が取引する価格とする。

6. 買入れを行う期間

指数連動型上場投資信託受益権等の買入れは、平成23年末までを目途に行う。

7. 買入限度額等

- (1) 指数連動型上場投資信託受益権等の買入残高の上限は、「資産買入等の基金運営基本要領」4. (2) ホ、およびへ、に定めるところによる。
- (2) 指数連動型上場投資信託受益権にあつては、銘柄別の買入限度は、本行による買入れが銘柄毎の時価総額に概ね比例して行われるよう本行が別に定める上限とする。
- (3) 不動産投資法人投資口にあつては、銘柄別の買入限度は、当該銘柄の発行済投資口の総数の5%以内であつて、本行による買入れが銘柄毎の時価総額に概ね比例して行われるよう本行が別に定める上限とする。

8. 買入れた不動産投資法人投資口の議決権行使

次に掲げる事項を考慮して議決権行使の指針を定め、受託者に当該指針の範囲で善管注意義務に従って不動産投資法人投資口の議決権を行使させるものとする。

- (1) 議決権行使は本行の経済的利益を増大することを目的として行われること
- (2) 不動産投資法人の投資主の利益を最大にするような投資法人の運営が行われるよう議決権を行使すること

9. 買入れた指数連動型上場投資信託受益権等の処分

- (1) 買入れた指数連動型上場投資信託受益権等について、次の各号に掲げる場合には、これに該当する銘柄の処分を速やかに行うものとする。

イ. 買入れた指数連動型上場投資信託受益権等に関し単元未満のものが生じた場合（単元未満である部分の処分に限る。）

ロ. 発行済投資口の総数の変動等により、本行の保有する投資法人投資口の銘柄別保有数が、当該銘柄の発行済投資口の総数の5%を超えた場合（5%を超える部分の処分に限る。）

ハ. 金融商品取引所の定めにより監理銘柄または整理銘柄に指定された場合

ニ. 公開買付けに応じる場合

- (2) (1) ニ. に定める場合については、次に掲げる事項を考慮して、受託者に公開買付けへの対応に関するガイドラインを作成させ、受託者に当該ガイドラインの範囲で善管注意義務に従って判断させるものとする。当該ガイドラインは、受託者が本行の個別の指図を求めることなく判断することを前提とするものでなければならない。

イ. 本行の保有する当該銘柄の流動性に配慮すること

- ロ．当該銘柄を発行する投資法人の価値の向上に配慮すること
- (3) (1) による処分以外の場合に、指数連動型上場投資信託受益権等の処分を行う場合は、指数連動型上場投資信託受益権等の市場等の情勢を勘案し、適正な対価によるものとする。また、この場合には、次に掲げる事項を考慮して指数連動型上場投資信託受益権等の処分の指針を定め、本行が別に定めるところにより選定する受託者（信託銀行に限る。）に当該指針の範囲で善管注意義務に従って指数連動型上場投資信託受益権等を処分させるものとする。

イ．本行の損失発生を極力回避すること

- ロ．本行の指数連動型上場投資信託受益権等の処分により指数連動型上場投資信託受益権等の市場等に攪乱的な影響を与えることを極力回避すること

10．指数連動型上場投資信託受益権および不動産投資法人投資口取引損失引当金

原則として、指数連動型上場投資信託受益権、不動産投資法人投資口それぞれについて、時価の総額が帳簿価額の総額を下回る場合に、その差額に対して上半期末および事業年度末に計上する。

(附則)

- 1．この基本要領は、本日から実施する。
- 2．4．(3) に定める基準その他この基本要領の実施にあたり必要となる事項については、総裁が定める。

「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等
買入等基本要領に定める信託の受託者選定基本要領」

1. 趣旨

この基本要領は、「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」（平成22年11月5日付政委第98号別紙1.）に定める信託の受託者（以下「受託者」という。）の選定を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 受託者の選定方法

- (1) 受託者の選定にあたっては、受託者となることを希望する者を公募する。
- (2) 受託者は、一般競争入札方式により選定する。

3. 受託者の選定基準

- (1) 受託者は、2. (1) の公募に応じた者であって、次に掲げる要件を満たす者に限る。

イ. 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けて信託業務を営む銀行であること

ロ. 本行本店の当座預金取引先であること

ハ. 銀行法（昭和56年法律第59号）第14条の2に掲げる基準に基づいて算出された連結および単体自己資本比率が、基準時点（受託者の選定を行う日（以下「選定日」という。）の直近の決算期末（中間期末を含む。以下同じ。）をいう。ただし、受託者の選定の応募締切日において直近の決算期末の当該計数が判明していない場合には、当該計数が判明している直近の決算期末とする。以下同じ。）において、国際統一基準が適用される先については8%以上、国内基準が適用さ

れる先については4%以上であること。ただし、考査等から得られた情報に照らし、同水準が一時的なものと認められるとき、当該基準時点以降の状況変化により信用力に問題が生じているときその他信用力に問題があると認められる特段の事情があるときはこの限りでない。

ニ．基準時点において、金銭の信託、有価証券の信託または包括信託にかかる信託財産として所有する株式（他の法人に対する再信託または他の法人との共同での受託により当該他の法人に資産管理が委託されている株式を含む。）の貸借対照表価額の合計額が、5,000億円以上であること

ホ．選定日を含む年度の前年度の4月1日以降、監督官庁による行政処分を受けていないこと（行政処分の内容および処分の対象となった法令違反行為の内容等に照らし、本行が、審査の結果、受託者とするのが不適当でないとした場合を除く。）

へ．本件の受託業務を円滑かつ適正に遂行できる体制が整っていると認められること

(2) 二者が共同して本件の受託業務を受託する場合には、いずれの共同受託者においても(1)に掲げる要件を満たさなければならない。

(3) 受託者が本件の受託業務の一部を再信託する場合には、再信託の受託者においても(1)に掲げる要件を満たさなければならない。

4. 信託契約

(1) 受託者との間で、本行を委託者兼受益者とする信託契約を締結する。

(2) (1)に定める信託契約の契約期間（契約期間を延長するときは、延長後の通算の契約期間をいう。）は、3年を超えないものとする。

(3) (1)に定める信託契約の契約期間の満了時において、資産買入等の基金が指数連動型上場投資信託受益権または不動産投資法人投資口を保有すると見込まれる場合には、あらためて受託者を選定する。

5. 信託の終了

次に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、本行は信託を終了し、速やかに新たな受託者を選定することができる。

- (1) 受託者または再信託の受託者が3. に定める要件を満たさなくなったとき
- (2) 受託者が本行との契約に違反したとき
- (3) 受託者が本件の受託業務を正確かつ迅速に履行していないと本行が認めたとき
- (4) その他契約を継続し難い事由があると本行が認めたとき

(附則)

この基本要領は、本日から実施する。